

# 新PL研究 6号

*The Journal of New Product Liability*  
**No.6 2021**

地域性金融機関と PL 対策  
Regional financial institutions and PL measures

渡辺 欣洋  
Watanabe Kinyo



**一般社団法人 PL研究学会**

*Association for Product Liability & Consumer Safety Studies*  
*Since April 1st.2015*

***aplics.org***

## 地域性金融機関と PL 対策

渡辺 欣洋<sup>1</sup>

**概要**：金融機関に勤めていた経験から、昨今の地域性金融機関が国内事業者の内部蓄積を重視した経営への舵取りをした結果として金融離れが、また IT 化の進展により生まれたネット銀行など金融の多角化などが生まれ、地域性金融機関の経営に大きく影響を受けていることを懸念している。これら環境の打開策の一つの手段として、PL 対策の活用による金融を超えたサービスの構築の可能性を研究している。一見、PL 対策は金融業との関係は薄いように思われがちだが、金融機関は取引先の経営品質に大きく関わるため、財務面などの視点で取りまとめた。製品リコールなどの規制強化が進むことを前提として捉えてみると、製品安全に関する PL 対策への関りは、地域性金融機関の運営に大きく関与するものと考えている。

**キーワード**：地域性金融期間，合併，取引先総合管理，SDGs, PL 対策

## Regional financial institutions and PL measures

Watanabe Kinyo

**Abstract** : From the experience of working at a financial institution, as a result of recent regional financial institutions steering to management that emphasizes the internal accumulation of domestic businesses, financial alienation has arisen, and financial institutions such as online banks have been created due to the progress of IT. We are concerned that diversification will occur and that the management of regional financial institutions will be greatly affected. As one of the means to overcome these environments, we are studying the possibility of building services beyond finance by utilizing PL measures. At first glance, it seems that PL measures have little relation to the financial industry, but since financial institutions have a great influence on the management quality of their business partners, they have been summarized from a financial perspective. Assuming that regulations such as product recalls will be tightened, we believe that the involvement in PL measures related to product safety will play a major role in the operation of regional financial institutions.

**Keywords** : regional financial period, merger, comprehensive management of business partners, SDGs, PL measures

## 1. はじめに

地域性金融機関(以下、「地域金融機関」と言う)とは、地方銀行、信用金庫及び信用組合を称して、このように呼ばれている。今、その地域金融機関の経営が弱体化し、再び統合・合併の動きがクローズアップされている。ここで再びと書いたのは過去に大きな再編の嵐が吹き荒れ、大手銀行を始め多くの金融機関が破綻した経験があるからであり、その経緯に少し触れてみたい。特にここでは、地域密着の強い地域金融機関を主体に述べることにする。1960年代後半に金融機関に職を得て、定年までの30数年の間に業務を通して体験した種々のことを感じたままに述べてみる。職を得た時代は、金融全盛期を迎え始めたころである。明日への期待も大きく、住宅ローンは毎年のベースアップを前提として返済額を決めたものであり、金融業に職をえたことで恵まれた人生を保証されたようなものであった。今では全く想像のできない時代であった。1980年代、金融規制の緩和により資金が溢れ、土地投機へと資金が流れた結果、不動産に絡む融資が巨額に膨らんでいったことで金融バブルとなって日本を覆ったのである。過剰な好景気に危機感を持った大蔵省より「土地関連融資抑制<sup>2</sup>」が、加えて日本銀行より「金融引き締め」が1990年に発表されたのである。

### 1-1 金融縮小

これらの施策により景気は一気に縮小し、バブル崩壊となって景気は悪化の一途をたどった。不動産に絡む融資が積極的に行われた結果、金融機関の資産は膨大なものとなった。不良債権が顕著となり前代未聞の金融危機を迎えたのである。資金証券を担当した時期であり、連日金融不安の情報で溢れた。株価ボードは、緑一色(緑ランプは株価の下落を表す)の日々が続い

た。そのような騒ぎの中、不安が現実のものとなった。1997年から1998年にかけて北海道拓殖銀行が破綻、これをきっかけに、公的金融機関である日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行などが倒産し、あのマスコミでも有名になった山一証券の倒産も印象的である。危機的状況は頂点となった。

### 1-2 金融合併

全国各地域では金融機関合併が相次ぎ、都市銀行<sup>3</sup>の三菱銀行と東京銀行が合併して東京三菱銀行となって騒がれた。これを筆頭に、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行の3行が合併し、今の「みずほ銀行」に名前を変えた。更に、先の東京三菱銀行とUFJ銀行(三和銀行と東海銀行が合併してUFJ銀行となった)が合併して、現在の「三菱UFJ銀行」が誕生したのである。これらが現在のメガバンクとなっている。地域金融機関の合併は数知れず、ユニークな名前の銀行が各地に誕生したのである。

以上のように、金融業界は規制緩和と土地投機などによるバブルと崩壊の激動の時代を経て現在に至っている。しかし、これら経緯を述べることで、金融の苦勞を理解して貰おうとの意図は無く、この時期、取引先がどのような苦勞を味わったのかを、また金融機関がどのように関与したのかを述べてみたい。

## 2. 金融の対応・問題点

金融崩壊のこの時、取引先はどのような環境にあったのであろうか。本来、金融縮小により資金ショートなどの苦勞を強いられたいだろことは容易に想像がつくが、果たして金融機関は、取引先に対してどのような手を差し伸べていたのだろうか。金融機関によっては取り付け騒ぎも発生し、ほんの数銀行を除いて、すべての金融機

2 土地関連融資抑制 [https://www.retio.or.jp/30th/02\\_chikababuru/pdf/016.pdf](https://www.retio.or.jp/30th/02_chikababuru/pdf/016.pdf)

3 都市銀行 <https://www.ifinance.ne.jp/glossary/finance/fin191.html>

関は対応に追われた。

預金の保証は一金融機関 1000 万円が限度とされ、それを超えた金額の保証は行わないと国の発表がなされたため、預金者はパニック状態に陥った。富裕層は複数の金融機関に分散するために走り回った。私の勤務する金融機関も例にもれず、各支店は問い合わせの対応に追われ、通常業務にも支障をきたす連日の騒ぎとなった。破綻懸念の極限状態が続き、営業収入は激減、自己資本率も低下し、これを防ぐために大手金融機関は、10%近い高金利の海外向け債権を大量発行するなど、危機的な状況であった。最終的には、国の方針で不良債権を一気に処分する政策が採られ、どうにか危機を乗り越えることができたが、衰えた体力の強化は進まず今日を迎えている。今振り返っても冷や汗の出る日々であった。

そのような金融環境下を取引先はどのように乗り越えてきたのであろうか。融資も抑えられた環境での資金繰りなど困難な状況にあったと思うが、当時は取引先のことを考える余裕もなく、逆に自らの財政改善のため、「貸し渋り」はもちろん「融資剥がし」も行ったことがニュースとなった。いわゆる「天気のに傘を差し出し、雨の時に取り上げる」と金融機関の経営を揶揄されたのである。

これが本来あるべき金融機関の姿なのであろうかと今思い返される。

## 2-1 問題点の抽出

それでは本来金融機関として望ましい経営姿勢とはどのようなものかを「製品安全」に携わっている個人的な思いとして、問題点を抽出してみたい。

現在の金融機関は、取引先が抱えているリスクや環境変化への対応方法など直面している多くの問題について当然把握できているであろう。

例えば、Amazon や楽天などの大手モール事業者<sup>4</sup>の進出による流通の激変やそれらへの対応手段など、金融業として取引先の業種にふさわしい対応方法や資金の問題などを主体としてアシストしているはずである。また、国内で販売されている製品の多くが、中国を始めとした海外からの輸入により賄われており、輸入手段や手続きなどにもアドバイスを適切に行われていると思われる。中小業者においても、収益確保の手段として輸入業を開始することも、今では難しいことではない。確かに容易に輸入ができ、国内産に比べ安価が魅力的な製品として扱うことができるが、果たしてそれだけの理由で扱うことにリスクはないのだろうか。

幾つかの例を挙げて述べてみよう。

先ず、金融機関側が取引先の財務状況を管理するのは勿論のこと、収益寄与度が高い主力製品程度までは把握できているとして、次のような事項は確認できているのか。

- ① 製品が国の法律や規制のクリアができているか。
- ② 輸入品を扱う業者であれば、その製品の製造業者としてPL法などの責任を負うことの認識を持っているか。
- ③ 扱う製品が正しく輸入され、海外の製造元などのトレーサビリティなどの確保ができているか。
- ④ 望ましい取扱説明書が添付されているか。
- ⑤ 取扱説明書の良し悪しの確認と、その必要性の認識を持っているか。
- ⑥ 取扱説明書を重要物として理解し扱っているか。

しかし、これらのことを疎かにしているのが現実かも知れない。また、電気製品であれば、「PSE」(Product Safety Electric) 認証<sup>5</sup>を得て、その表示マークを正しい位置に付けること、更に、その製品がどのような目的で製造されたもので、使用上の注意などを知らせるために法的に定められた

4 モール事業者 (<https://products.sint.co.jp/siws/blog/mall-type-ecommerce.html>)

5 PSE 認証 ([https://www.jqa.jp/service\\_list/safety/service/mandatory/psc/](https://www.jqa.jp/service_list/safety/service/mandatory/psc/))

「表示」義務<sup>6</sup>を果たしていること、などこれらにも注目して調査する必要がある。

このように複雑な対応をしなければならない輸入品でも、収益確保のために取組もうとする取引先に、現在の金融機関は適切なアドバイスができていたのだろうか。

一見、以上のようなことは、金融機関の経営に影響を及ぼすとは考えられず、現在においても、これらの点について金融機関からの指摘などほとんど無かったのではないかと思われる。万一、前述のような順守すべき事項を逸脱して販売された製品が、人的被害事故を起こした場合、どのような問題を引き起こすことになるのか、以下に述べる。

## 2-2 PL 事故

製品事故が製品の欠陥やそれに準ずることが原因で、人や他の財産などに被害を起こした場合の事故を PL 事故と称している。PL 事故と見なされ最悪の場合、被害が拡大する恐れがあることが懸念されるときは、リコール対応<sup>7</sup>を余儀なくされるケースも想定する必要がある。金融機関の場合は、PL 事故やリコールに自ら関わることは低いため、取引先での問題として認識が薄いのか、または、存在自体を知らない可能性もある。しかし、製造業や販売業であれば常にこの問題を認識しておく必要があり、金融業といえども取引先が起こした製品事故によって大きな影響を受けることになることを覚悟しておく必要がある。例えば実際の例として次のようなケースがあったので紹介する。

## 2-3 事例 1

10 年以上前のことであるが、某大手カタログ販売業者が輸入商品として販売した「電動ベッド」

で幼児がひとりで遊んでいた際に、操作ボタンを誤って押したことで、ベッドに挟まれて死亡した悲惨な事故<sup>8</sup>が発生した。この事故は、製品の一部仕組みに問題があり、人的被害を出した結果、PL 事故として扱われ販売事業者は、被害拡大を防ぐため、リコール事故として扱うことにし、全品回収・無償交換の判断を下した。これにより、全社員及び外部委託により、全国に販売した当該製品の回収を行った。また、社内では事故対応としてコールセンターの充実や事故再発防止体制の構築など、単価約 4 万円のベッド 1 台で起きた事故への対応として、24,000 台以上の回収・無償交換などを行った結果、10 億円を超える経費を費やしたと聞いている。これにより、巨額な支出を余儀なくされ、存亡の危機に直面したと聞いた。また、売り上げは急速に下落し収益の悪化を招いた。当然、取引銀行の協力を仰ぐことになったはずであるが、取引先のリコールで金融機関としても大きな痛手を負いながらも、経営者の英断に応えたのであろう。PL 事故やリコールは、先に述べたように金融機関業務として馴染みのない問題であるが、取引先においては、常に大きなリスクとして存在するのである。

幸い、その事故後の安全対策強化に関する体制整備を目的に、取扱説明書の全面見直しや輸入製品の製造国での製品改善のための教育など多くの努力を重ねた。事故後数年を経て、売り上げも回復し、現在では事故が起きたとき以上の成績を上げ、製品安全への取組も積極的に継続して良好な経営を維持している。

以上のように、1 件の事故や順守すべき規則を守らないことで、大きな痛手を負うことになり、中小企業では、たちまち存亡の危機に立たされることは明らかである。

金融機関として、金融に関する支援やアドバイスは勿論であるが、このような製品安全に対する情報の提供や警告は、ある面で資金の問題以上

6 表示義務 ([https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household\\_goods/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/))

7 リコール ([https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2019\\_all.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2019_all.pdf))

8 <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/documents/000128990.pdf>

に重要な事項として、取引先の管理内容の改善を行う必要があると考える。

## 2-4 事例2

これも数年前のことであるが、都内某区役所が自らの事業として、中古家具のリサイクル販売事業を外部委託で行っていた。まだ十分に使用できる家具や机などを安価で回収し、必要に応じて修繕・塗装などを施し、希望者に安価にて提供していた。この業務自体はリサイクル業として、製品の有効活用の面からも価値はあるのだが、製品の中に電源としてのコンセントが付いた製品があり、これらも同様に販売していた。一見、何も問題が無いようであるが、家具にコンセントを付けることで、この家具が「電気製品」として扱わなければならない、PSE（電気用品安全法）の義務を負うのである。たとえ中古品のリサイクル業であっても、新たな製品を作る製造・販売業者となるため、従来の方法での販売は違法行為であり、責任を問われることになる。

本件に対しての違法行為を指摘した結果、コンセントの付いた家具は、扱わないこととしたことを確認した。

同様の例は、各自治体のシルバー人材センターなどが行っている中古自転車のリサイクル販売も該当するのである。この場合もシルバー人材センターが、製造・販売事業者としての責任を持つことになるので、中古販売業の取引先についても、関連法や規制等について確認するなどの指導が必要となる。

## 2-5 食品に関する問題

2-1で述べた電動ベッドのリコールについては、消費者庁の管轄であるが、一方、食品に関しては、厚生労働省の「食品衛生法等の一部を改正する法律<sup>9</sup>」（平成30年6月13日公布）により、

2021年6月1日から、食品事故及びリコール案件については報告義務が課され、反した行為に対し罰則が適用されることになった。食品関連事業者（製造・販売・飲食・運送・食器類等を含む）は、このような規則を順守し、厳しい経済環境に直面しながらも事業を展開しなければならないのである。

地域金融として食品関連を生業とする取引先は多数に及ぶと思われ、その対応には十分に留意し、取引先への確認も必要であろう。

また、この法律に関連したHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）制度<sup>10</sup>も同時期にスタートしており、食品に関する全ての事業者が該当し、この制度をクリアすることを条件とされている。既に大手食品関連事業者は、対応済み又は推進中のようだが、中小においては未だ緒に就いたばかりで、零細事業者などは、その存在すらも認識していない状況である。ある金融機関の支店長でさえ、その情報を全く得ていなかった。

民主党政権下の行政改革で事業者の拠り所だった業界団体は、一般社団などになり、取引先の情報力は極めて脆弱となり、それらへの対応も地域金融機関としての役割と考える。万一不幸にも、取引先がリコールを起こしてしまった場合、または関連先が起こした場合でも取引金融機関として適切にアドバイスできれば、被害を最小に抑えるなど融資提供に加えた信頼の厚い関係が得られることになるであろう。

では、これらへの対応策をどのようにして得るのかは、次に述べる。

## 3. PL対策による解決

それでは、取引先の扱う製品の管理・評価、また製品事故やリコールなどの有事にはどのように対応すれば良いのか順次述べることにする。

9 食品衛生法 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>)

10 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/haccp/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/))

### 3-1 取引先の製品管理

取引先が製造・販売または輸入する製品の管理としては、まず、該当製品の「取扱説明書」を確認することである。取扱説明書には、製品の名前から取扱い方法、製品が持つリスク、保証期間、保証規定、原産国など、使用者（消費者）に安全に使うための情報が記載されているので、その完成度をチェックすることである。チェック方法は、一般社団法人 PL 対策推進協議会<sup>11</sup>web サイトに「取扱説明書簡易検証」がアップされているので、その手順に沿って入力・検証を行い、その結果を得て判断するのが最も簡単である。誰にでもできるので、取引先担当者が検証すればよい。その結果が「70 点以下」の場合、取扱説明書の役割を果たしていない可能性がある。リチウム電池などを使う電気製品などリスクの高い製品について、同協議会では「85 点以上」を推奨している。取扱説明書の完成度合いによって、取引先の経営姿勢も判断できると言ってもよい。この点数の低い事業者は、消費者への安全に関する意識が低いと言うだけでなく、その他の順守事項を設計から品質管理・品質保証などへの関心度合いも低くなり、製品事故を起こす確率が高くなっていると判断できる。また、PL 事故や不幸にしてリコール問題を起こしてしまった場合は、適切な対応ができるよう、金融側としてアドバイスできる態勢整備を準備しておくことが望ましい。

### 3-2 教育制度

そのために、地域金融機関が現状の教育制度の中に、一般社団法人 PL 対策推進協議会が提供する「PL 対策」を習得するカリキュラムを利用し、営業担当者は勿論、全職員が必須の履修科目として位置付けることが有効である。

「PL 対策」には、PL 検定初級・上級<sup>12</sup>の資格試験も用意されており、これらの習得により、経済動向・市場環境・流通変化、産業構造変化など、取引先の経営環境を俯瞰的に観察する力が備わり、金融に加えた総合的な判断により、明らかに日常の経営及び身の周りへの見方が大きく変化することになるだろう。

この「PL 対策」では、取扱説明書の機能説明を指導し、望ましい取扱説明書の本質を理解することができるため、取引先の製品に適したものを備えることができる。また、デジタル化対応として、モバイルでの取扱説明書読取りに置き換え、ペーパーレス化を図ることで SDGs としての貢献も可能となりコスト削減効果も期待できる。取引先の多くが取扱説明書のデジタル化推進で、金融が主導した SDGs への取組みが図れることになる。また、製品販売に際しての必須事項として、製品の説明及び注意事項を製品に「表示」することが法的に定められており、この表示の適切な対応を理解することができる。しかし、輸入品も含め外見上は、表示等を順守しているようであるが、かなりの頻度で不備が見受けられる。特に輸入品の不備が目立つ。これらも金融側から指導できれば、優良な製品として製造・販売が可能となり、リコールなどのリスクを低減させる効果が働くことになるだろう。

## 4. 結論

地域金融機関と他の業態との大きな違いは、取引先のトレーサビリティが、ほぼ 100% 確保できていることである。これは、取引先の管理もまた同様の割合で行うことが可能で、上述の「PL 対策」の修得により、本業の金融に関する管理と製品に係る環境管理の両面の機能を所有することが出来ることになる。

国や地方自治体の法的、または規制の確認を

11 一社 PL 対策推進協議会 (<https://pl-taisaku.org/>)

12 PL 検定 ([https://pl-taisaku.org/?page\\_id=850](https://pl-taisaku.org/?page_id=850))

行うことで、遅滞なく情報提供が可能となり、消費者庁のリコール情報<sup>13</sup>登録により、リコール企業の検索も可能となるため、自金融機関の取引先関連リコール情報も得ることが出来、速やかな対応が準備できることになる。

経済産業省においての喫緊の命題は、製品事故の未然防止・再発防止であり、Society5.0<sup>14</sup>という新たな産業構造に対応するための指針を産業構造審議会（H30.4.4）にて公表している。<sup>15</sup>これらの行動により、取引先に対しては、金融としての本来業務と取引先管理による市場に適合した適切なアドバイスを提供することが出来るようになる。これは、停滞気味の金融業とは別の金融業を超えたサービス業として成り立つことが考えられる。これらの活動を通して金融機関としての信頼を厚くする期待が生まれ、進んで取り組むことで他金融との差別化を図ることが出来るなど、今後の金融統合に対しても有利な位置を確保できる可能性が高くなるといえる。これらを有効に管理するためのツールとして、専用デジタルシステムが存在するのでお勧めする。

また、「PL対策」を通して、製品の安全を消費者に提供する力となれば、全国の地域金融機関の協力により、製品安全の国内啓発にもつながり、国の求める消費者安全に対する取り組みによる日本の製品安全インフラの可能性も期待できるのである。

加えて、取扱説明書のデジタル化推進によるペーパーレス化の全国展開としても大きな影響力となり、地域金融機関と取引先連携による国内ベースのSDGsが推進されることになる。地域金融機関による「PL対策」の推進が地域金融機関の活性化の一助となり、事業者による製品安全への取組み強化となることを期待するものである。

以上

## 参考文献

- ・地域金融機関と地規制  
文教大学経営学部 田代雅之
- ・地域性金融機関に期待される役割  
金融庁監督局審議官 西田正樹  
(平成28年5月)
- ・生活用製品のリコールハンドブック2019  
経済産業省
- ・電気用品安全法(PSE) 経済産業省
- ・食品衛生法等の一部を改正する法律  
(平成30年6月13日公布)
- ・HACCP制度  
(Hazard Analysis Critical Control Point)
- ・トラブルの未然防止・再発防止  
電機通信大学大学院 特任教授 鈴木和幸
- ・一般社団法人PL研究学会学会誌4号  
P15～22 P23～32 p79～84
- ・一般社団法人PL研究学会学会誌5号  
p3～14 p15～26 p27～34 p43～60
- ・取扱説明書ガイドライン2016  
一般社団法人PL研究学会 大羽宏一 渡辺吉明
- ・最新! PL対策解説書2020  
一般社団法人PL対策推進協議会 渡辺吉明
- ・取扱説明書実務ガイド2020  
一般社団法人PL対策推進協議会 渡辺吉明
- ・PL法概要 — PL検定参考書—  
一般社団法人PL対策推進協議会  
大羽宏一 伊藤美奈子

13 リコール情報 (<https://www.recall.caa.go.jp/>)

14 Society5.0 ([https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/))

15 経済産業省産業構造審議会 (<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/index.html>)





## 新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 6 号 2021 年 7 月 16 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4  
アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28  
電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2021 一般社団法人 PL 研究学会

転記転載に際しては事務局にご連絡し正規の手続きをお願いします。